

○逓信委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出月日	付託	委員	議決	本院	付託	委員	議決	本院	備考		
65	有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案	衆	三、五	(予) 三、五	可	五、三	決	三、八	可	四、三	決	四、五		
51	郵便法等の一部を改正する法律案	参	二、六	二、六	可	三、五	決	(予) 二、六	可	四、六	決	四、七		
49	郵便貯金法の一部を改正する法律案	〃	二、五	(予) 二、五	可	四、三	決	二、五	可	四、九	決	四、二		
36	電波法の一部を改正する法律案	〃	二、八	(予) 二、八	可	四、五	決	二、八	可	四、三	決	四、八		
35	郵便年金法の一部を改正する法律案	〃	二、八	(予) 二、八	可	四、八	決	二、八	可	三、六	決	三、八		
34	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	衆	六、二八	六、二八	(予) 六、二八	可	六、四、八	決	六、二八	可	六、三、六	決	六、三、八	



一千万円とされているが、一定条件を満たす保険契約に係る保険金額については、加入保険金額に算入しないこととするにより、実質的な加入限度額の引き上げを図るほか、被保険者の年齢に応じて加入限度額を設定することとし、これらの具体的な限度額の管理方法等については政令で定めることとする。

#### 二、簡易生命保険契約の変更

保険金額を増額するための契約変更をすることができることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実及び加入者の利用の向上に資するため、保険金額の加入限度額の管理方法を改めることにより、実質的な加入限度額の引き上げを図るとともに、保険金額を増額するため、保険契約の変更をすることができるとする等の改正を行おうとするものであります。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金の保障機能の充実を図るため、保証期間付年金契約について、年金継続受取人の終身にわたり年金の支払いができることとする等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して審査し、両法律改正によるメリット、簡保・年金資金連用のあり方、新限度額管理方式の内容、営業活動の強化と職員の労働条件等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、両法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、片山甚市理事より、新種商品の開発及び資金運用制度の改善等二項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

郵便年金法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

要旨

本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の保障機能の充実等を図ろうとするものであり、その主な内容は、現在、保証期間付年金契約については、年金受取人が死亡した場合は、年金継続受取人に保証期間中年金を支払うこととされているが、年金継続受取人の終身にわたり年金の支払いができるものとしようとするものである。

委員長報告

一六二ページ参照

電波法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

要旨

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備え、郵政大臣の行う無線設備の型式検定の機器の範囲について所要の

措置を講じようとするものであり、また、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、外国人等に免許を付与することができる無線局の範囲の拡大を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、船舶に施設する救命艇用無線電信、生存艇用非常位置指示無線標識及び双方向無線電話について、郵政大臣の行う型式検定に合格したものでなければ施設してはならないこととする。

二、外国人等が開設する無線局について、相互主義を前提として、新たに陸上移動中継局、無線呼出局等の陸上に開設する無線局についても免許を付与することができるようその範囲を拡大する。

委員長報告

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため、郵政大臣の行う無線設備の型式検定の範囲について所要の

整備を行うとともに、社会経済活動の国際化の進展にかんがみ、相互主義に基づいて、外国人等にも免許を与えることができる無線局の範囲を拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、通信機器をめぐる日米摩擦、民間放送の多局化構想、アマチュア無線局の免許制度のあり方等について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

#### 郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

##### 要旨

本法律案は、郵便貯金振興会の経営の活性化のため、その役員を選任が自主的に行われるようにする等により、その経営の自立化を図るとともに、郵便貯金業務の総合機械化の進展等に伴い関係規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便貯金振興会の役員である理事長及び監事の選任については、郵政大臣の任命を認可に改めることとする。

二、郵便貯金振興会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として評議員二〇人以内で組織する評議員会を置くこととする。

三、郵便貯金の取り扱いに関する事務手続的事項の省令委任を行う等所要の規定の整備を行うこととする。

##### 四、施行期日

本法律は、公布の日から施行する。ただし、郵便貯金振興会の役員を選任、評議員会の設置等に関する規定は、公布の日から三月を経過した日から施行する。

##### 委員長報告

ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、郵便貯金振興会の経営の活性化を図るため、その役員を選任が自主的に行われるようにする等により、その経営の自立化を図るとともに、郵便貯金事業の効率化の一環として郵便貯金の取り扱いに関する事務手続的事項

の省令委任を行うこと等関係規定の整備を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、郵貯資金の自主運用の必要性、少額貯蓄利子非課税制度の堅持、公定歩合の引き下げに伴う預金者保護、郵便貯金会館の拡充方策、オンラインサービスの充実強化、OA化に伴う健康管理対策等について質疑が行われました。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党山中委員より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、片山理事より、金融自由化に対応するため、市場金利による資金運用制度の創設に努めること等五項目にわたる附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

## 郵便法等の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

### 要旨

本法律案は、郵便事業の利用者に対するサービスの向上を図るため、書留としない小包郵便物に対する損害賠償の実施、料金受取人払い制度の改善等の措置を講ずるほか、簡易郵便局に委託する事務に厚生年金保険の給付の支払い事務等を加えること及び郵便切手類売りさばき所において郵便の利用上必要な物品を販売することができるとする等の必要があるので、郵便法その他関係法律について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、郵便法の一部改正

##### (一) 小包郵便物に対する損害賠償の実施

現行法では、書留としない小包郵便物についての損害賠償制度はないが、これを、省令で定める限度額内で実損額を賠償することとする。

##### (二) 料金受取人払い制度の改善

小包郵便物及び特殊取扱とする郵便物についても料金受取人払いの取り扱いができることとする等制度を

拡大する。

## 二、簡易郵便局法の一部改正

簡易郵便局への委託事務の範囲に、厚生年金保険の給付の支払い事務及び交通反則金等の受入事務を加える。

## 三、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部改正

題名を「郵便切手類販売所等に関する法律」に改めるとともに、販売所において、郵便の利用上必要な物品を販売できることとする。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便法等の一部を改正する法律案は、郵便事業の現状にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、書留としない小包郵便物に対する損害賠償の実施、料金受取人払い制度の改善等の措置を講ずるほか、簡易郵便局に委託する事務に厚生年金保険の給付の支払い事務等を加えること及び郵便切手類売さばき所において郵便の利

用上必要な物品を販売することができることとする等の必要があるので、郵便法その他関係法律について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、郵便事業の需要喚起等増収施策、小包郵便物の損害賠償制度、簡易郵便局及び郵便切手類売さばき所の業務の現状と改正による影響、郵便局舎改善のあり方などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件は、日本放送協会の昭和六十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収入、事業支出とも三千四百十四億五千万円で収支の均衡を保っておりますが、資本収支において債務償還に必要な資金の不足額を補てんするため、昭和五十九年度及び昭和六十年からの繰越金百八十三億二千万円のうち、九十九億二千万円を資本収入に繰り入れ、残余の八十

四億円は翌年度以降の財政安定化財源としてその使用を繰り延べることといたしております。

また、事業計画におきましては、その重点をテレビ・ラジオ放送網の拡充、衛星放送等ニューメディアの実用化の推進、視聴者意向に応じた放送番組の編成、広報・営業活動の積極化、事業運営の効率化などに置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、放送に対する信頼性の確保、財政基盤の確立対策、衛星放送の活用方策、国際放送の拡充強化などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、片山甚市理事より、放送の不偏不党の堅持、視聴者の負担増の抑制等五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもつてこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）

#### 要旨

本法律案は、テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適切な実施を図るため、再送信の同意に関して郵政大臣の裁定の制度を設けようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、有線テレビジョン放送事業者と放送事業者間における再送信の同意に関し、協議が調わない等の場合の措置として、郵政大臣のあつせんの制度に代えて、郵政大臣の裁定の制度を設けることとする。
- 二、郵政大臣は、再送信の同意に関し裁定をしようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならないこととする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。



本法律案は、テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適切な実施を図るため、再送信の同意に関し、当事者間で協議が調わない等の場合の措置として、郵政大臣のあつせん  
の制度に代えて、裁定の制度を設けるとするとともに、  
郵政大臣は、再送信の同意に関し裁定をしようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならないこととするものであります。

委員会におきましては、裁定制度の行使のあり方、放送メディアにおける有線テレビジョン放送の位置付け等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、片山甚市理事より、長期的展望に基づく放送政策の早期策定等の三項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもつてこれを本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
(閣承認第一号)

委員長報告

一六六ページ参照